

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要。
- 平成29年度より、地域におけるきめ細かな取組を推進するため、都道府県毎に社会保険の加入を推進する会議を開催することとしており、今般、九州管内では福岡県、鹿児島県、熊本県、長崎県、大分県に続き、宮崎県において宮崎県建設業社会保険加入推進地域会議を開催。
- 会議においては、九州地方整備局から改正建設業法の説明、地元建設業者から優良な取組事例を紹介したほか、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択。

【開催日】令和元年10月17日

【主催】(一社)宮崎県建設産業団体連合会、(一社)日本建設業連合会九州支部、建設産業専門団体九州地区連合会、宮崎県、九州地方整備局

【参加者】83名

＜社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準＞【採択】

＜会議の様相＞



- 九州地方整備局から「改正建設業法」を説明
- 地元建設業者による社会保険加入について、自社の取組を紹介
- 多数の企業の方に参加していただきました

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として九州地方整備局のホームページに公表している。

(宮崎県内 27社(令和元年12月24日現在))